

課税客体等の比較

資料 2

	案 1	案 2-1	案 2-2
課 税 客 体	営利目的で行われる地下水の採水行為	営利目的で採水した地下水を販売するために県外へ移出する行為	営利目的で採水した地下水を移出する行為
課 税 標 準	営利目的で汲み上げた地下水量 ※大規模採取者に限る 年間 約 7,447 万 ^m (167 事業所)	県外に移出された製品等※に含まれる地下水量 ※県外移出量の把握は困難 ※製品等…それ以上加工されない最終製品、次工程に組み込まれる中間製品・部分品、原材料	製品等※に含まれる地下水量 ※「地下水利用状況調査結果」より 年間 約 233 万 ^m (33 事業所)
納 税 義 務 が 発 生 する 時 点	地下水を汲み上げたとき	資料 5 案 2-1 に関する留意点	採水した地下水を事業所の敷地から移出したとき
納 税 義 務 者 と し て 検 討 の 対 象 に な り 得 る 者	農業、電子製造メーカー、病院、学校などを含む営利目的で汲み上げる全ての者（ただし、 <u>現状では、量水器の設置義務がある大規模採取者に限られる。</u> ） 資料 3 採取量順一覧	地下水の利用状況調査※から 食料品製造業（6 事業所） 飲料・たばこ・飼料製造業（24 事業所） パルプ・紙・紙加工品製造業（1 事業所） 窯業・土石製品製造業（2 事業所） のうち、製品等を県外へ移出する者 ※量水器の設置義務がある者を対象	地下水の利用状況調査※から 食料品製造業（6 事業所） 飲料・たばこ・飼料製造業（24 事業所） パルプ・紙・紙加工品製造業（1 事業所） 窯業・土石製品製造業（2 事業所） ※量水器の設置義務がある者を対象
留 意 点 等	○納税義務者の範囲（揚水機の吐出口断面積による免税点の設定） ○非課税事項について ・「使用後に綺麗にして河川に戻した水」の控除 ・地下水涵養量の評価 ・農業のための採水への課税の是非 ・水道事業者への課税の是非 資料 4 案 1 に関する留意点	○納税義務の発生時点の明確化 ○県外への移出量の把握 インボイス、マニフェストの活用可能性 ○地下水を含む製品のうち、課税するものとししないものの線引き、理由付け 資料 6-1～6-4 案 2-1、2-2 に関する留意点	○地下水を含む製品のうち、課税するものとししないものの線引き、理由付け 資料 6-1～6-4 案 2-1、2-2 に関する留意点 資料 7 案 2-2 に関する留意点

